

尼崎市市民提案事業審査会条例

(設置)

第1条 市が市民提案（法人その他の団体（以下「法人等」という。）からの市の事務事業の当該法人等への委託の提案又は法人等からの当該法人等が行う公益的な事業に対する支援で市長が別に定めるものの提案をいう。以下同じ。）を受けた場合における当該市民提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市市民提案事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 本市関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項の委員のほか、特別の事項を審査させるため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第2項各号に掲げる者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審査会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第7条 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第4条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審査会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(尼崎市提案型事業委託制度審査会条例及び尼崎市提案型協働事業審査会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市提案型事業委託制度審査会条例 (平成 2 5 年尼崎市条例第 6 7 号)

(2) 尼崎市提案型協働事業審査会条例 (平成 2 5 年尼崎市条例第 7 1 号)

(招集の特例)

3 最初に招集される審査会は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。